

第17回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年11月22日(金)午後2時00分
閉 会 令和6年11月22日(金)午後3時15分
場 所 市役所おもや2階A201会議室

2 会議録署名委員

- 18番 大室正行 委員 19番 榎本重雄 委員
11番 市川耕作 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 糟谷嘉孝 委員 | 2番 千金楽千詠 委員 |
| 3番 住崎岩衛 委員 | 4番 菊池伸明 委員 |
| | 6番 平田佳子 委員 |
| 7番 小牧直子 委員 | 8番 土屋真理子 委員 |
| 9番 堀江昭夫 委員 | 10番 高橋規実代 委員 |
| 11番 市川耕作 委員 | 12番 戸井田昭次 委員 |
| 13番 吉野英治 委員 | 14番 高木一郎 委員 |
| 15番 澤井正 委員 | 16番 朝倉直樹 委員 |
| 17番 石坂成雄 委員 | 18番 大室正行 委員 |
| 19番 榎本重雄 委員 | 20番 松村昌治 委員 |

4 欠席委員

- 5番 市川光 委員

5 議 長

- 11番 市川耕作 委員(会長)

6 事務局(説明員)

- 時田浩一局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について
- 8 その他
 - (1) 令和6年度府中市農産物品評会実施結果について ……資料No.1
 - (2) 11月度活動報告について ……資料No.2
 - (3) 次回の総会開催日
日 時 令和6年12月20日(金) 午後4時から
場 所 市役所おもや2階A201会議室
 - (4) その他

午後2時00分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から第17回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

先日の農業まつりは天気も良くて、けやき並木ということもあり、かなり賑やかなものとなりました。皆様に色々とお手伝いいただきましてありがとうございました。

来年についてはまだ白紙の状態なので、皆様の意見を配慮して決めていきたいと思っています。

始めに事務局から一言あるようなので、よろしく願いいたします。

○事務局（時田事務局長） はい、会長。ただいま会長からもありましたように、先だつての農業まつりにおきましては、農業委員の皆様にご尽力をいただきましてありがとうございました。

前日の品評会の受付から、当日の品物の運搬ですとか、品評・即売会ですとか、スタンプラリーの対応等、ご活躍いただきまして本当にありがとうございました。

市制施行70周年ということもありまして、環境まつりと合同でけやき並木で開催したということで、なにぶん初めてのことが多くて事務局も戸惑いがありながら、皆様にもご迷惑をおかけしたかと思っておりますので、ご容赦いただけたらありがたく思います。

今日は最後のその他のところで、皆様にも色々ご意見を頂戴しようと思っておりますので、その際には屈託のないご意見をいただければと思います。皆様ありがとうございました。

○議長（市川委員） それでは総会を始めたいと思います。

本日は、5番、市川光さんより都合により欠席の連絡がきております。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は18番、大室委員さん、19番、榎本委員さんをお願いいたします。よろしく願いいたします。

また、今回も議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは議題ですが、第5号議題「府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」の説明のため、公園緑地課の職員の方が出席していますので、第5号議題を最初に繰り上げて審議させていただきたいと思えます。

それでは、第5号議題「府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」の説明を公園緑地課の職員の方に説明をお願いいたします。

○公園緑地課（江内田課長補佐） 本日は議題にご配慮いただきありがとうございます。皆さまこんにちは、公園緑地課長補佐の江内田と申します。本日はよろしく願いします。

第5号議題に入る前に、一言ご挨拶をさせていただきます。農業委員会の皆様におかれましては、日ごろより生産緑地業務にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後も生産緑地業務において、農業委員会の皆様にご協力をいただくことがあるかと思えますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、担当から本日の議題の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします

○公園緑地課（下田係長） はい、第5号議題「府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更」につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地地区の追加指定及び削除、区域訂正をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予定をご説明いたします。

生産緑地地区の追加指定の申請は、今回の都市計画変更分として、昨年6月から本年5月末まで受付け、7月16日に農業委員会の皆様へ現地調査をしていただき、その後、取下げがあった部分を除き7月29日に農業委員会から、農地に該当している旨の回答をいただきました。また、取下げをした部分の一部を除き、再度生産緑地の農地に該当するかのお願いをし、その部分について8月23日付で農業委員会から、農地に該当している旨の回答をいただいております。

生産緑地地区の削除については、昨年10月から本年3月末までに買取りの申し出があったもの及び指定要件の欠如に伴うものを対象として、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、来年1月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。

つきましては、本日ご説明する内容は、府中市都市計画審議会前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後、回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細につきまして、ご説明いたします。

資料の上部に「府中都市計画生産緑地地区の変更」と書かれている1ページをご覧ください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約87.18ヘクタールになります。

第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは15件で、面積は約13,540平方メートルです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、追加となるのは2件で、面積は約2,890平方メートルです。

続きまして、3ページをご覧ください。

第4の「区域の変更のみを行う位置及び区域」でございますが、こちらは、生産緑地地区を管理するために使用する計画図のうち、地区の形状がずれたもの3件について修正を行うものです。

続きまして、4ページは、新旧対照表と変更概要となっております。

この中で、生産緑地地区の15件の削除、2件の追加、3件の区域訂正としておりますが、併せて削除に伴う端数処理や生産緑地の登録面積と登記簿面積を一致させるなどの面積精査も行います。

それでは4ページ、下の段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、415件から411件で4件の減となります。

面積は、約88.24ヘクタールから約87.18ヘクタールとなり、約1.06ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区について、A3版の計画図にて、ご説明いたします。まずはじめに、生産緑地地区の区域訂正となるものをご説明いたします。A3版の計画図の5ページ、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が、生産緑地として、既に指定されている区域、オレンジ色で着色されたものが、「今回区域の変更を行う区域」となります。

ここでは、計画図と併せて、別途資料をお送りしています、区域の訂正と書かれた資料を合わせてご覧ください。

図面中央の地区番号54につきまして、地区の下側を修正いたしました。比較図の参考資料では、1ページ目の上の段、丸囲いの部分が修正箇所になります。

続きまして、計画図の9ページをお願いいたします。

図面上部の地区番号141では、地区の上側を修正いたしました。比較図の資料では、1ページ目の下の段です。

続きまして、計画図の13ページをお願いいたします。

図面左側の地区番号425では、地区の上部部分を修正いたしました。比較図の資料では、2ページ目の上の段です。

いずれも、当初指定時には、今回の変更後の形状で指定してたものの、図面のデジタル化に伴い、塗りつぶし等があったもので、今回の変更では、面積の増減はなく、図の形を修正するものとなります。

以上が、生産緑地地区の区域訂正の説明になります。

続きまして、生産緑地地区の追加の説明をさせていただきます。

計画図は戻りまして、5ページ、右下の凡例をご覧ください。

緑の塗りつぶし部分は、「今回追加を行う区域」となっております。

図面右側をご覧ください。地区番号25、地区名紅葉丘地区、市立府中第二中学校の南東側に位置し、地区の一部、約1,300平方メートルを追加するものです。

続きまして、計画図の13ページをお願いいたします。

図面右側をご覧ください。地区番号618、地区名四谷地区、府中ひばり幼稚園の南側に位置し、新規の地区として、約1,590平方メートルを追加するものです。

以上、生産緑地地区の追加の説明になります。

続きまして、生産緑地地区の削除の説明をさせていただきます。

計画図は戻りまして、6ページをお願いいたします。

はじめに、計画図右下の凡例をご覧ください。

赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。

なお、削除区域の詳細につきましては、事前にお送りしています「生産緑地地区削除区域の説明資料」で、ご確認いただいていると思いますので、個別の説明につきましては割愛させていただきます。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきます。

6 ページの案内図は当該地を示しております。

第4項、譲受人は四谷〇の〇〇の〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は青梅市長淵〇の〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、324平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年10月22日、転用の目的は駐車場となっています。

8 ページの案内図は当該地を示しております。以上の第3項第4項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第3項、第4項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、高木委員さん如何ですか。

○委員（高木委員） はい、案内図は2ページです。11月5日に現地確認に行きました。当該地の右半分を四角く囲ってありまして、右側の太い道路で現在、水道工事を行っていて、その資材置き場として使用されているようです。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第2項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図は4ページです。人見街道の南側に面しておりまして、農地に囲まれています。もう既に整地されていていつでも工事ができる状態でした。特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

続いて第3項ですが、5、6ページになります。18日に現地を見て参りました。

当該地は相続の関係で売却という話はずいぶん前から聞いておりましたが、今回申請があったようです。まだ一部分ハウスがたっていますが、それ以外は草が生えておりました。売却ということで、やむを得ないかと思えます。

続いて第4項ですが、7、8ページになります。国立狛江線の一部分にかかっています。現在は若干野菜類が植わっているのですが、売却して駐車場にするとのこと、やむを得ないと思っています。

第1項から第4項まで何かご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項の報告は了承することにいたします。

す。

次に、「第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇〇の〇、白糸台〇の〇〇の〇の合計2筆、畑、2, 125.70平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇の〇、畑、327平方メートル。

10ページに移りまして、第3項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の合計4筆、田、2, 454平方メートル。

11から13ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、14、15ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

16から18ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、19ページの案内図は当該地を示しております。

20から22ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、23ページの案内図は当該地を示しております。以上の第2項、第3項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第2項、第3項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） では、第1項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図14、15ページになります。14ページの方は非常に住宅が密集した場所で、栗畑になっており特に問題はありません。15ページにつきましては、ネギとダイコン等が植わっていて、肥培管理もきちんとされており問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて、第2項、第3項、吉野委員さん如何でしょうか。

○委員（吉野委員） はい、現地確認は11月12日に行って参りました。

第2項は案内図19ページです。相続がありまして一部分だけみたいですが、畑的には何も悪くなくて、草はきれいに刈ってありました。問題ないと思います。

第3項は案内図23ページです。ここも相続がございまして、当該地の半分が田んぼ、特に今年は大國魂神社の御神田で抜穂祭をやっていて、田んぼは刈り取られたままで、半分は畑になっておりまして、ネギやブロッコリー、キャベツが植わっており、草もなくとてもきれいに管理されていて問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項は証明することにいたします。

次に、「第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、是政○の○○の○、○○○○○、農業の主たる従事者、是政○の○○の○、○○○○○。買取り申し出生産緑地は、是政○の○の○、○、○の合計3筆、畑、2,007平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、住吉町○の○○の○、○○○○○、農業の主たる従事者、本宿町○の○の○、○○○○○。買取り申し出生産緑地は、日新町○の○の○、○、○、○○、○の○、○、○○、○○、○○、○○の合計10筆、田、2,888.12平方メートル。

25、26ページは○○氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の

明細書で、27ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

28、29ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、30ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、吉野委員さん如何でしょうか。

○委員（吉野委員） はい、11月12日に現地確認に行つて参りました。案内図は27ページです。当該地は第2号議題、第2項で、納税猶予の申請をする残りの生産緑地を解除する申請となります。現地の半分は草が生えていて、半分は梅畑、栗畑になっていて、栗畑の方は少し草が生えていて、梅畑の方は草が生えている状態でしたが問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第2項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、15日に確認に行つて参りました。これは元梨山の所が、結構すごくなつていた所なんです、弟さんに確認したら売却にする方針だと聞いたので、やむを得ないのかなと思います。もし、税金を払つて残つたら、また農地を申請したいと言っていました。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。ここはもう雑木林のようで、獣も住んでいるのではという噂がたつほどなので、早くきれいにしたいところです。

他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することにいたします。

次に、「第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は8件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨等の証明について。

第1項、次の者が令和3年10月5日から令和6年10月14日まで、引き続き

農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇の〇から〇、〇〇の〇から〇〇、〇〇の〇から〇の合計18筆、畑と田を合わせて6,067平方メートル。

第2項、次の者が令和3年10月15日から令和6年11月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の一部の合計9筆、畑、2,869.11平方メートル。

32ページに移りまして、第3項、次の者が令和3年10月5日から令和6年10月27日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇〇の〇〇の合計2筆、田、1,857.79平方メートル。

第4項、次の者が令和3年10月11日から令和3年11月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇の〇、〇の〇、四谷〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇、〇の〇〇の〇、西府町〇の〇〇の〇の合計9筆、畑、4,208.96平方メートル。

第5項、次の者が令和3年11月26日から令和6年10月22日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は若松町〇の〇〇の〇、畑、1,335平方メートル。

33ページに移りまして、第6項、次の者が令和3年11月26日から令和6年10月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計3筆、田、671平方メートル。

第7項、(1) 次の者が令和3年9月8日から令和6年9月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

(2) 次の者が令和6年9月12日から令和6年11月7日まで、引き続き認定都市農地貸付け等を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は多磨町〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、朝日町〇の〇の〇の合計5筆、畑、4,422平方メートル。

第8項、次の者が令和3年11月4日から令和6年11月11日まで、引き続き

農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇、小柳町〇の〇の〇、〇の〇の合計4筆、畑と田合わせて2, 232平方メートル。

34、35ページは〇〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、野菜、花等を生産しています。

36ページの案内図は当該地を示しております。

37、38ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜、果樹を生産しています。

39ページの案内図は当該地を示しております。

40、41ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米等を生産しています。

42ページの案内図は当該地を示しております。

43、44ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜、お米等を生産しています。

45から47ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項から第4項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

48、49ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、栗を生産しています。

50ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

51、52ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、主にネギを生産しております。

53ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

54から56ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、植木類を生産しています。

57、58ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

59、60ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種花卉類を生産しております。

61、62ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項から第4項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第6項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第7項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第8項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお祈りします

○議長（市川委員） はい、第1項から第4項は私です。先日18日に全部見てまいりました、

第1項、案内図は36ページです。こちらは自宅の周辺が全て農地となっております、全部で6反ほどあるのですが、コの字型に自宅が囲まれていて、自宅の右側にはあまり手入れははされていませんが柿の木が何本かありました。

家の下の方は畑になっておりまして、現在、イモ類、まだ里芋等は掘っていませんが、ニンジンやダイコンが植わっており、他にハウスが2棟ほどあります。家の左側は全て水田になっておりまして、田んぼの稲を刈り取った跡の状態となっております。ご本人は農業を真面目にやっておりますので問題ないと思います。

第2項、案内図は39ページです。2反8畝ほどある昔は梨園だったところで、現在は畑となっております。約半分近くは個人に家庭菜園的に貸し出しをしております、半分はご本人が高齢のため息子さんがやっております、野菜や栗の木が植わっています。問題ありません。

第3項、案内図は42ページです。半分くらいはコマツナ、キャベツ、ブロッコリー、サトイモなどの野菜を作っております。残りの半分は植わっていませんが、耕されてほとんど草も生えておらず、いつでも植えられる状態でしたので、問題ないと思います。

第4項、案内図は45から47ページで、45ページの上の方の当該地は、この前、資産税課からの指摘もあって見に行ったんですが、ワラビ等が作られていて半分くらいがワラビで、夏に育てるために、一見草が繁茂しているように見えますが、ワラビが枯れたら冬の間全部刈り取って、春の新芽を待つこととなります。残りの半分は、タマネギとか、春キャベツの苗などが植わっていました。

下の方の当該地は、サツマイモを掘った跡の残骸がありますが、間違いなく農地として使っております。

46ページの当該地は、一部分ハウスがありますが、現在、秋野菜のダイコンなどいろいろなものが植わっておりました。

47ページの当該地は、元々栗畑になっていて、あと柑橘類などが植わっている状態で、いずれも問題ないと思います。

続きまして第5項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、案内図は50ページです、11月14日に現地の確認に行きまして。ほとんどが栗の木が植えられて下草は除草され農地として管理されておりましたので、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第6項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、15日に現地確認に行きまして。案内図は53ページです。ここはブロッコリーが全面的に植わっておりましたので、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第7項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図は57、58ページです。ここは五葉松を専門にやっております、57ページの当該地は、作業場とハウスが建っております特に問題ないと思います。南側の小さい方は、こちらにもビニールハウスが建っております、やはり五葉松の幼木を植えております。

58ページの当該地は、こちらにも全面ハウスでやはり五葉松の苗木を作っております。特に問題なくきれいに管理されております。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第8項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、案内図は61、62ページです。今月の15日に現地確認に行きまして。ちょうどご本人がいらっしゃったので、色々とお話をお伺い出来ました。

61ページの当該地はパイプハウスが2棟ございまして、切り花、ポットのハボタン、ナデシコ、パンジーを作っていて、路地につきましては自家用のサトイモ等が植わっておりました。

62ページにつきましては、全面トラクターで耕うんされて、間もなく切り花を定植する予定です。よく管理されていて問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項から第8項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第8項は証明することにいたします。
次に、8「その他」に入ります。

はじめに(1)資料ナンバー1の「令和6年度府中市農産物品評会実施結果について」ですが、事務局から説明をお願いします。

○事務局(加藤主査) はい、会長。資料ナンバー1に基づいて説明いたします。

さる、11月16日、17日につきましては皆様ありがとうございました。土曜日に行われた品評会の開催結果についてでございます。

資料ナンバー1の表紙をご覧ください。実施日については記載の通りです。実施場所についても記載の通りです。実績につきにつきましては、農産物品評会出品点数が223点、令和5年度が210点で、13点の増となっております。

植木盆栽品評会につきましては、出品点数が50点で、令和5年度と比べて9点の減ということで、会場が移ったことによりまして2メートルを超えるような高い植木の出品が叶わなかったことにより、今回出品点数が減少したと思われま

す。それでは結果をご報告させていただきますので、府中市農産物品評会という資料をご覧ください。

1枚めくっていただいて、まずいも類からです。最優秀賞を兼ねて東京都中央南部農業改良普及事業協議会会長賞に、○○○委員のサトイモが入賞されております。また、優秀賞をかねてマインズ農業協同組合組合長賞に、○○○○○さんのサトイモが入賞されております。優良賞以下記載の通りです。

続いて根菜類をご覧ください。最優秀賞を兼ねて北多摩地区農業委員会連合会会長賞に、○○○○○さんのカブ。また、優秀賞を兼ねてマインズ農業協同組合組合長賞に、○○○○○さんのニンジンが受賞されております。以下、記載の通りです。

続きまして葉菜類については、最優秀賞を兼ねて東京都知事賞ということで、○○委員のコマツナが受賞されております。今回は東京都知事賞ということで、最優秀賞の中でも最も優秀ということで受賞されております。また、優秀賞を兼ねてJA北多摩地区協議会会長賞として、○○○委員のハクサイが受賞されています。以下、記載の通りです。

続きまして、葉菜類・中国野菜の部門ですが、最優秀賞を兼ねて東京都農業改良普及事業協議会会長賞に、○○○○○さんのトマトが受賞されています。優秀賞以下記載の通りです。

果実の部門ですが、最優秀賞を兼ねて東京都農業会議会長賞に、○○委員のカキが受賞されています。優秀賞以下記載の通りです。

続いて花卉の部門です。最優秀賞を兼ねて東京都農業共済組合組合長賞に、○○○

さんのパンジーが受賞されています、優秀賞以下記載の通りです。

続いて椎茸部門ですが、最優秀賞を兼ねて東京都椎茸生産組合組合長賞に、〇〇〇〇さんのシイタケが受賞されています。優秀賞以下記載の通りです。

続きまして鶏卵でございます。優秀賞を兼ねて府中市農業委員会会長賞ということで、〇〇〇〇さんのウコッケイが入賞されています。

続きまして、府中市市長賞はございませんで、府中市農業委員会会長賞のみ受賞となりまして、1点目が〇〇〇〇さんのコールラビ、2点目が〇〇〇〇さんのグレープフルーツが受賞されております、

続きまして植木盆栽品評会についてです。最優秀賞として4点ございます。1点目が兼ねて東京都植農業協同組合組合長賞で、これが最優秀賞の中で最上位の賞ということで、〇〇〇〇さんの常緑山法師が受賞されております、2点目が最優秀賞兼ねて東京都農業振興事務所所長賞に〇〇〇〇さんのウェルカムツリー、3点目が最優秀賞兼ねて府中市農業委員会会長賞に〇〇〇〇さんの岩松、4点目が最優秀賞を兼ねてマインズ農業協同組合組合長賞に〇〇〇〇さんのマホニアコンフューサが入賞されております。以下記載の通りです。

こちらはお持ち帰りになっていただいて、是非優良賞以下お目通しいただけたらと思います。説明は以上です。

○議長（市川委員） 説明が終わりました。

何かございますか。（…）

入賞者にはラベルを作ると聞いておりますが。

○事務局（加藤主査） いまちょうど印刷会社から校正原稿が回ってきていて、今しがたチェックして、今日中には印刷会社に戻して、印刷して出来るだけ早く受賞された皆様に配れるように進めております。

○議長（市川委員） そのほかはよろしいですか。（…）

なお、受賞された皆様は、2月13日に府中市農産物褒章式典で授賞式がございます。

なければ、(2)資料ナンバー2の「11月度活動報告について」ですが、何かございますか。（…）

10月28日、29日で東京都農業委員会の視察があり1泊で行って参りました。

2日目に大阪府八尾市農業委員会へ行きましたが、八尾市も遊休農地が非常にあって、それをいかに活用するかということで、行政と法人でそういった農地を利用して生産するという様な活用を始めたようです。賛否両論色々あるんでしょうが、三大都市圏内でそういった遊休農地が課題に挙がって取り組んでいるということです。

1 1月16日、17日、農業まつりはお疲れさまでした。

1 1月19日は東京都農業会議の臨時総会がありまして私が参加いたしました。引き続き事業推進協議会ということで、来年度の国への要望をする叩き台、相続税の問題ですとか後継者の話ですとか、内容は変わっていませんが同じような課題を何年も継続して出しているようです。

なければ、「次回の総会開催日」ですが、今回は12月20日、金曜日、午後2時から今回と同じ、2階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、(4)のその他ですが、委員さんからありますか。(…)

なければ、事務局から何かありますか。(…)

○事務局(原口事務職員) はい、会長。本日資料をお配りしていますが、東京都農業会議より東京農業が抱える様々な問題解決のため、国や都に関する要望や意見を決定するにあたり、まず1月に開催される地区別農業委員会検討会であらかじめ協議するため、各農業委員さんからの要望等の取りまとめの依頼がありましたので、ご意見等ありましたら12月6日、金曜日までに事務局までお知らせ下さい。取りまとめて東京都農業会議に報告いたします。

○議長(市川委員) 別紙で8枚ほど配られていますが、結構中身があります。ご意見等ありましたら事務局までお願いいたします。

○事務局(加藤主査) はい、会長。農業まつりの駐車料金については、すでに連絡してある通り、次回の総会に領収書をお持ちいただければ、対応いたします。

また、局長が冒頭お願いした農業委員会として農業まつりにお手伝いいただき感想を、会場が移ったということも含めて、一人一言ずつ賜りたいと思います。

～委員の感想～

○議長(市川委員) ありがとうございます。私も良かったところ、良くなかったかったところを自分なりに挙げてみましたが、良くなかったところの方が多くなりました。いずれにしろ、次の実行委員会で今出たご意見を参考に、来年の農業まつりについて検討をしてまいりたいと考えています。

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第17回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後3時15分閉会